

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和5年11月29日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問2 (運賃及び料金等の掲示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

()

問3 (輸送の安全性の向上)

一般貨物自動車運送事業者は、利益の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の採算性の向上に努めなければならない。

()

問 4 (事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、変更する事項に関わらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問 5 (許可の基準)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであると認められないときでも、許可をしなければならない。

()

問 6 (事故の報告)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

()

問 7 (運送約款)

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

()

問 8 (欠格事由)

許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

()

問 9 (名義の利用等の禁止)

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

()

問 10 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が自ら保有する自動車を利用してする貨物の運送をいう。

()

問 11 (報告の徴収及び立入検査)

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

()

問 12 (事業の遂行能力の審査)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画についても審査するものとする。

()

問 13 (運行管理者の講習)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、死者若しくは重傷者が生じた事故を引き起こした事業用自動車の運行を管理する営業所又は法第 33 条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)の原因となった違反行為が行われた営業所において選任している運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

()

問 1 4 (過積載の防止)

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

()

問 1 5 (乗務等の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った事業用自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

()

問 1 6 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

()

問 1 7 (点呼等)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあってはその通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

()

問 1 8 (運行管理規程)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

()

問 1 9 (従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

()

問 2 0 (運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

()

問 2 1 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、毎年1月1日から12月31日までの期間に係る事業実績報告書を毎年7月10日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

()

問 2 2 (自動車検査証の有効期間)

車両総重量8トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。

()

問 2 3 (下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

()

問 2 4 (車間距離の保持)

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するとき
は、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを
避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。
()

問 2 5 (休日)

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上
の休日を与える場合を除き、毎週少なくとも一回の休日を与えなければ
ならない。
()

II. 次の問 2 6 から問 2 9 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 6

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、
国土交通省令に定めるものを除き、国土交通大臣の認可を受けなければ
ならないことになっています。次のア～カの中で認可事項に該当しないもの
をすべて選び記入してください。(完答)

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 休憩睡眠施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 事業の譲渡し及び譲受け
- カ. 事業の休止及び廃止

()

問 2 7 (事業計画)

次のうち、一般貨物自動車運送事業の事業計画に記載しなければならない事項としてあてはまらないものを1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 営業区域
- イ. 自動車車庫の位置及び収容能力
- ウ. 貨物自動車利用運送をするかどうかの別

()

問 2 8 (事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等が事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項としてあてはまらないものを次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 事故の発生日時
- イ. 事故発生当日の乗務員の体温
- ウ. 再発防止対策

()

問 2 9 ((貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。次の中から正しいものを2つ選び記入してください。

- ア. 拘束時間は、1箇月について176時間を超えないものとする。
- イ. 1日についての拘束時間は、8時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、13時間とすること。
- ウ. 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること。
- エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
- オ. 連続運転時間は、5時間を超えないものとする。

() ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和5年11月29日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (事業の休止及び廃止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第32条) (○)

問2 (運賃及び料金等の掲示) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(第11条) (○)

問3 (輸送の安全性の向上) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、利益の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の採算性の向上に努めなければならない。

(第15条) 利益→輸送の安全 採算性→安全性 (×)

問4 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、変更する事項に関わらず、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第9条第1項、第3項) 国土交通省令で定めるものを除き、認可が必要 (×)

問5 (許可の基準) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が、その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであると認められないときでも、許可をしなければならない。

(第6条第1号) 許可をしてはならない。 (×)

問6 (事故の報告) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

(第24条) 転覆、火災、その他省令で定める重大な事故を引き起こしたとき (×)

問7 (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

(第10条第3項) (○)

問8 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

(第5条第1項) 執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年 (×)

問 9 (名義の利用等の禁止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。

(第 27 条第 1 項) (○)

問 10 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が自ら保有する自動車を利用してする貨物の運送をいう。

(第 2 条第 7 項) 他の者の行う運送を利用してする貨物の運送をいう

(×)

問 11 (報告の徴収及び立入検査) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、貨物自動車運送事業の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(第 60 条第 4 項) (○)

問 12 (事業の遂行能力の審査) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、一般貨物自動車運送事業を適確に遂行するために必要な資金に関する計画についても審査するものとする。

(第 3 条の 6 第 1 号) (○)

問 13 (運行管理者の講習) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、死者若しくは重傷者が生じた事故を引き起こした事業用自動車の運行を管理する営業所又は法第 33 条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)の原因となった違反行為が行われた営業所において選任している運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

(第 23 条) (○)

問 1 4 (過積載の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(第 4 条) やむを得ない事由があっても例外はない (×)

問 1 5 (乗務等の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った事業用自動車ごとに必要な事項を記録させ、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。

(第 8 条第 1 項) 乗務を行った運転者ごと (×)

問 1 6 (過労運転の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(第 3 条第 4 項) (○)

問 1 7 (点呼等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあってはその通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。

(第 7 条第 2 項) (○)

問 1 8 (運行管理規程) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

(第 2 1 条) (○)

問 1 9 (従業員に対する指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

(第10条第1項) (○)

問 2 0 (運賃及び料金の届出) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

(第2条の2) (○)

問 2 1 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、毎年1月1日から12月31日までの期間に係る事業実績報告書を毎年7月10日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

(第2条第1項) 毎年前年4月1日から3月31日まで (×)

問 2 2 (自動車検査証の有効期間) 【道路運送車両法】

車両総重量8トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。

(第61条第2項) 1年 (×)

問 2 3 (下請代金の支払期日) 【下請代金支払遅延等防止法】

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

(第2条の2第1項) (○)

問 2 4 (車間距離の保持) 【道路交通法】

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するとき
は、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを
避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

(第 2 6 条) (○)

問 2 5 (休日) 【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上
の休日を与える場合を除き、毎週少なくとも一回の休日を与えなければ
ならない。

(第 3 5 条) (○)

Ⅱ. 次の問 2 6 から問 2 9 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 6 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、
国土交通省令に定めるものを除き、国土交通大臣の認可を受けなければ
ならないことになっています。次のア～カの中で認可事項に該当しないもの
をすべて選び記入してください。(完答)

- ア. 主たる事務所の名称及び位置の変更
- イ. 営業所又は荷扱所の名称の変更
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- エ. 休憩睡眠施設の位置及び収容能力の変更
- オ. 事業の譲渡し及び譲受け
- カ. 事業の休止及び廃止

(ア イ カ)

問27 (事業計画) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

次のうち、一般貨物自動車運送事業の事業計画に記載しなければならない事項としてあてはまらないものを1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 営業区域
- イ. 自動車車庫の位置及び収容能力
- ウ. 貨物自動車利用運送をするかどうかの別

(第2条) (ア)

問28 (事故の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等が事業用自動車に係る事故が発生した場合に記録しなければならない事項としてあてはまらないものを次のア～ウの中から1つ選び、() 内に記入してください。

- ア. 事故の発生日時
- イ. 事故発生当日の乗務員の体温
- ウ. 再発防止対策

(第9条の2) (イ)

問29 ((貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示(平成元年2月9日労働省告示第7号)によって定められています。次の中から正しいものを2つ選び記入してください。

- ア. 拘束時間は、1箇月について176時間を超えないものとする。
- イ. 1日についての拘束時間は、8時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、13時間とすること。
- ウ. 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えること。
- エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
- オ. 連続運転時間は、5時間を超えないものとする。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条) ア. 1ヶ月2

93時間、イ. 1日の拘束時間13時間、最大拘束時間16時間、

オ. 4時間 (ウ) (エ)